

2024年12月20日

本年8/18～12/1に当健保組合資格取得（加入）された方へ  
及び 8/17 時点でマイナ（個人番号）が未登録だった方へ  
（「資格情報」のお知らせを受領していない方が対象です）

川崎汽船健康保険組合

### 健康保険【資格情報のお知らせ】送付の件

2024年12月2日以降の健康保険証の新規発行停止（※使用停止ではありません）に際して、資格取得時期に応じて対象の方に、以下証書（B）・（C）・（D）を発行します。

従来の保険証（A）を含めたこれらの証書で、当健康保険組合の資格情報を確認できます。

#### 健保資格情報の確認が必要となる場面

- ・病院・薬局等窓口（マイナ保険証が何らかの理由で利用出来ない場合）
- ・健保各種手続き・問合せ時（人間ドック、予防接種補助申請等）
- ・その他

今般、本年8/18～12/1に資格取得をされた方、及び8/17在籍者でその時点でマイナンバー（個人番号）番号）が健保組合において未登録であった方に対して、【(B)資格情報のお知らせ②】を世帯単位（被保険者・被扶養者）単位にて取り纏め送付致します。  
（当該お知らせは、毀損・紛失の場合でも原則再発行はしません。また、資格喪失時の返却も不要です。）

医療機関等窓口において資格情報を求められた場合、或いは各種健保手続きにてご自身の記号・番号・枝番等が必要となる場合等に利用下さい。（既にお持ちの従来の健康保険証でも確認可能です。）  
※ 2025年12月1日まで使用可能な既にお持ちの従来健康保険証を使用する限り、医療機関等窓口にて資格情報を求められることはないものと了解しております。

(交付証書種類)	健保資格取得（加入）時期（2024年）			
	8/17以前	8/18～12/1	12/2以降	
(A)保険証（プラスチック） 有効期限	○ 2025/12/1		× -	交付済
(B)資格情報のお知らせ① 有効期限	○ 資格喪失日		× -	交付済 形状：A4/取剥がしカード
(C)資格情報のお知らせ② 有効期限	△	○	△（マイナ保険証持っている） 資格喪失日	形状：ハガキ大
(D)資格確認書（プラスチック） 有効期限		× -	△（マイナ保険証持っていない） 2029/11/30	

○：交付対象 ×：交付対象外 △：条件（ ）付交付

#### 病院・薬局窓口での利用（健康保険適用）

・単独提示で健康保険適用可 >>> (A)・(D)

・単独利用不可 >>> (B)・(C) (適用にはマイナ保険証と併せて提示)

以上